

UMCグリーン調達 ガイドライン

文書番号:EWZ101-11

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社



2024年8月2日 発行

承認	査閲	作成
(田中)		(飯田)

発行部署:日本生産本部 QMS・EMS 推進部



目 次 (Contents)

1. はじめに ▲	3
2. UMCグループの基本方針 ▲	4
2.1 UMCグループ CSR基本方針	4
2.2 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 環境方針 ▲	5
3. グリーン調達の目的と考え方 ▲	6
3.1 調達方針	6
3.2 グリーン調達推進にあたり	6
3.3 お取引先様へのお願い事項	6
4. 活動内容と依頼事項 ▲	7
4.1 環境管理体制(環境マネジメント)の推進	7
4.2 CO2・GHG 削減の推進	8
4.3 化学物質リスク管理の推進	9
4.4 環境パフォーマンス向上	10
5. 用語の定義と説明 ▲	11
変更・改訂履歴	13

<添付書類>

様式ー1「非含有証明書」

様式ー2「製造委託外注品工程環境保証書」



1. はじめに ▲

お取引先の皆さまには、日頃からご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、地球は温暖化、生物多様性の喪失、大量廃棄など、さまざまな環境問題に直面しています。これらの問題は深刻な危機をもたらしており、今後さらに人口増加や経済成長によって深刻化する可能性があります。環境問題の原因となる環境負荷の多くは、企業の経営活動から生じています。したがって、企業が自らの経営活動において環境配慮を志向すること（環境経営）は、将来的な環境問題解決に大きく貢献するものとなります。

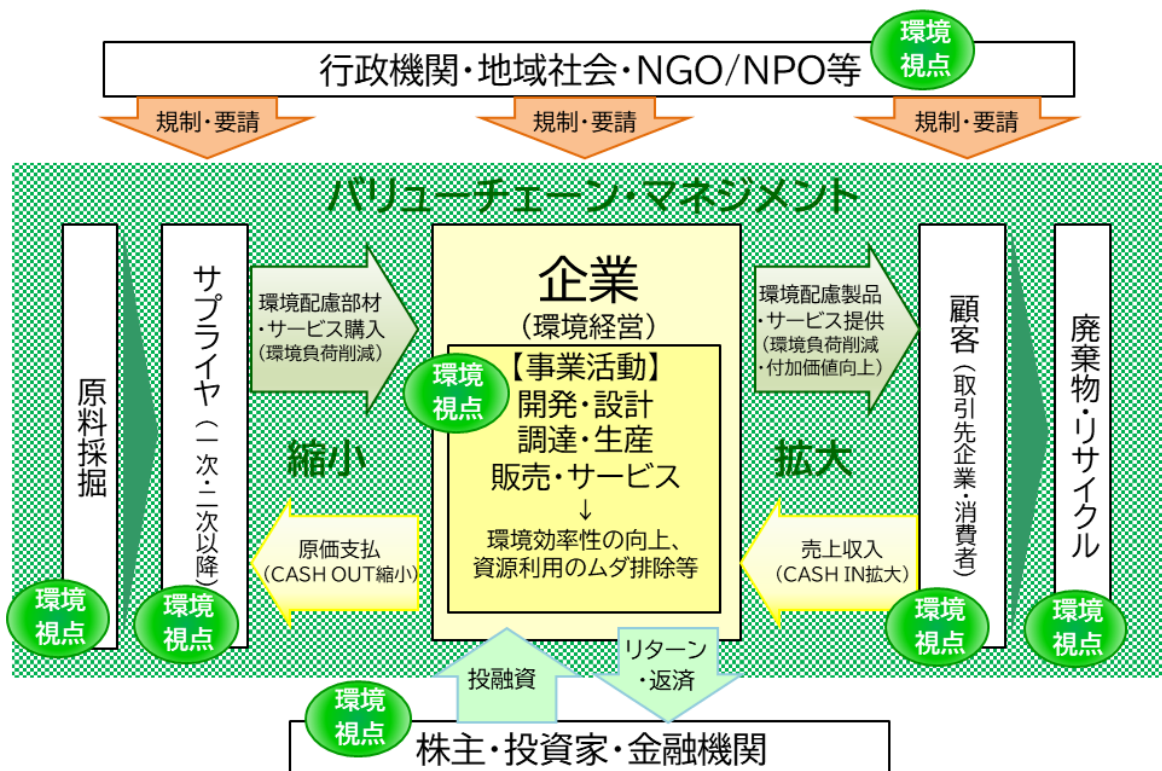
さらに、環境経営では、原料の調達から製品等の使用・廃棄に至るライフサイクル全体での環境負荷低減と付加価値最大化を図ることができます（バリューチェーンマネジメント）。このバリューチェーンマネジメントを推進するために、お取引先様との相互のグリーン調達の取り組みが不可欠です。

この様な状況の中、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社（以下、当社）は、国内外のグループ会社において環境マネジメントシステムの推進を行っています。

当社は、お取引先様の皆様とともに共存共栄の環境保全体制を構築するために、この『UMCグリーン調達ガイドライン』を発行し環境経営の推進に取り組んでいきます。

皆さまには、当社および当社グループ各社の姿勢をご理解いただき、バリューチェーン全体で持続可能な社会形成に向けてご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

（当社から上流のみをサプライチェーンと表す）



（引用：環境省「グリーン調達推進ガイドライン（暫定版）」より、「（図）環境経営による環境負荷の低減と付加価値の増大」の掲載）



2. UMCグループの基本方針 ▲

2.1 UMCグループ CSR基本方針

当社は経営理念の元、企業のCSR及び、企業活動を持続可能な取り組みをしていくため、CSR基本方針、CSR行動規範を定め、UMCグループ一丸となって事業運営活動を行い、社会貢献をしていきます。

UMCグループCSR基本方針

私たちは、エレクトロニクスを通じた豊かな未来の実現に向けて、グローバル企業として、当社が果たすべき企業の社会的責任(CSR)を遂行してまいります。

私たちは、全てのステークホルダーの皆様に私たちの考え方をご理解頂けるよう努めていくとともに、国や地域を越えた社会や地球環境にどのような役割を果たしていく事ができるかを常に考え行動し、社会に貢献してまいります。

私たちは、国連グローバルコンパクトの意義に賛同し、責任ある社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりに参加しています。UMCは、環境保全を我々地球市民に課せられた使命と認識し、事業活動のすべてにわたって、人間性豊かな社会の実現と自然のいとなみを尊重した環境の実現に貢献いたします。

UMCは、出荷される製品に対する化学物質管理は我々の使命と認識し、お客様のコンプライアンス確保に貢献いたします。

■ 取引先様に対して

私たちは、取引先様を尊重し、全ての物品並びにサービスの調達・購入にあたって、取引先様との誠実・公正かつ対等な関係を保ちます。

私たちは、事業活動が社会や環境に与える影響に配慮し、取引先様とともに、CSR調達を推進します。

■ 地域社会・グローバル社会に対して - 環境保護 -

私たちは、あらゆる事業活動を通じ環境保全に努め、環境と事業活動の両立に取り組むとともに、地球温暖化防止等、環境との調和と事業活動の成長を目指します。



2.2 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 環境方針 ▲

当社は、地球環境保全は企業の果たすべき責任であると認識し、重要な経営課題のひとつと位置付け、「環境保全の改善」に積極的に取り組んでいます。

また、出荷製品の化学物質管理は我々の使命であると認識し、EMS企業としてお客様とともに地球に優しいモノづくり企業を目指しています。

2002年3月に日本社(本社・埼玉工場)において ISO14001 認証を取得し、順次対象の拠点を拡大して環境マネジメントシステムを構築し、環境保全の推進しております。

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 環境方針

◆基本方針

UMCは、環境問題への取組みが人類共通の課題であると認識し、企業の社会的使命として、環境保全に地域社会と共に取り組み、社会から信頼される企業を目指します。

◆行動指針

1. 法規制・条例等を順守し、クリーンな工場を目指します。
2. 社会やお客様の環境要求事項を正しく理解し、確実な化学物質管理に努めます。
3. 私たち一人一人が環境負荷低減に向けた活動を実践します。
4. 持続可能な社会の実現を目指す活動に参画し、豊かで美しい地球を守ることに貢献します。

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 大年 浩太
2021年 10月 1日

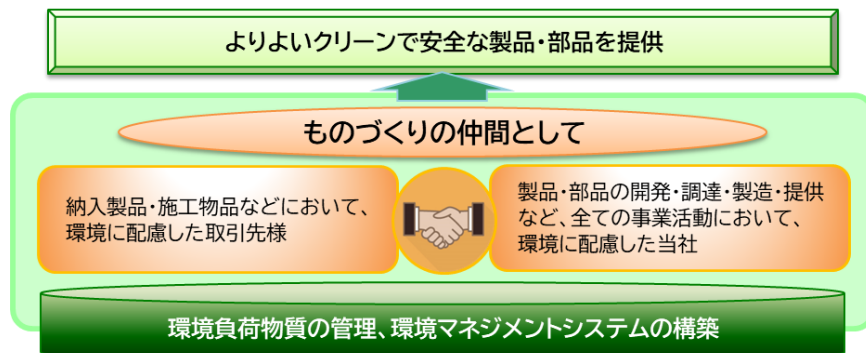


3. グリーン調達の目的と考え方 ▲

3.1 調達方針

当社では、地球環境にやさしい製品(部品)をお客様に提供することはもとより、全ての事業活動わたり環境保全活動を推進し、社会的責任を果たすことを考えています。持続可能な社会を構築するため、お取引先様と共に環境保全活動を推進する活動が重要です。

すなわち、従来のQCDに加え、環境に配慮した活動・製品を推進し環境負荷低減(環境リスクの低減、温室効果ガスの削減、資源循環、生物多様性の保全等)に取り組んでいるお取引先様からの調達、いわゆる「グリーン調達」を優先的に行ってまいります。



3.2 グリーン調達推進にあたり

当社は、お取引先様の環境管理状況の把握と、調達品・サービスに含まれる環境リスクを重要視しております。

お取引先様におかれましては、本「グリーン調達ガイドライン」を参考に、積極的に環境管理活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

3.3 お取引先様へのお願い事項

当社では、グリーン調達の実施にあたり、お取引先様の業種区分に応じて、個別の環境対策をお願いしております。「お取引先様業種別のお願い」を下表に記載しています。詳細は4項にてご説明及び、各担当部門よりご連絡させていただきます。

自社の業種・環境対策(取り組み)のお願い事項がご不明な場合は、当社担当部門もしくは本書背表紙の問合せ先まで、ご確認ください。

<お取引先様 業種別のお願い>

○:該当、△:推奨事項、対象外:ー

取引内容 取り組み事項		部品/材料 購入	製造委託	運送/倉庫 委託	その他 取引先	備考
管理 体制	環境法規制等の順守	○※1	○※1	○	○	
	環境マネジメント システムの構築	△	△	△	△※2	ISO14001等 の認証
	製品含有化学物質 管理体制の構築	○※1	○※1	ー	ー	CMSとも表す
CO2 GHG 削減	物流における CO2排出量管理	△	△	○	△※2	SCOPE3
	部品データ管理	△	△	ー	△※2	SCOPE3
化学 物質 リスク	含有物質情報提供	○※1	ー	ー	ー	顧客要求対応
	工程使用物質の管理	○※1	○※1			
環境パフォーマンス向上		△	△	△	△※2	

※1 別途取交する「品質保証協定書」等での記載事項

※2 対象となるお取引先様のみ(別途、担当部門より依頼連絡いたします)



4. 活動内容と依頼事項 ▲

4.1 環境管理体制(環境マネジメント)の推進

当社では、グリーン調達方針に基づき、サプライチェーン全体で環境保全活動を推進していきます。お取引先様におかれましては、環境関連法令を順守するとともに、環境マネジメントシステムを構築し、開発段階からライフサイクル全体を考慮して、環境マネジメントを推進いただくようお願いいたします。

<依頼事項>

① 環境法令の順守

環境マネジメントシステムのもと、環境関連法令の順守を徹底し、事業活動におけるリスク要因を特定の上、未然防止対策を確実に実施してください。

② 環境マネジメントシステム(EMS)の構築

当社では、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。お取引先様におかれましても、環境保全活動を推進し、継続的改善が出来る環境マネジメント体制を構築するとともに、環境リスクの低減と環境パフォーマンスの向上に取り組んでください。取り組みにおかれましては、ライフサイクル全体を考慮した環境負荷削減として、「CO2削減」、「化学物質リスク管理」、「環境パフォーマンス向上」等の内容を考慮ください(4.2 項以降参照)

また、環境マネジメントの確実な推進のために、「ISO14001」などの環境マネジメントシステムの外部認証の取得・継続更新をお願いします。

なおサプライチェーン全体の環境マネジメントを実現するために、皆さまのお取引先様への環境マネジメントシステムの確認、助言、指導をお願いします。

③ 製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築

化学物質は、人間社会に高度な文明をもたらす一方、人及び環境に対して影響をもたらす可能性、いわゆる「化学物質リスク」があります。近年、欧州をはじめ各国で製品含有化学物質管理に関する法規制が制定され、業界毎にその管理/禁止物質・情報伝達・管理の仕組みが、要求されています。

製品含有の化学物質管理において、各サプライチェーンで設計開発段階から購買、製造、引渡しの各段階における含有化学物質に関する基準を明確にして、適切な管理・確認・情報伝達を行うことが重要となります。

そのため、顧客・法令等に基づき、化学物質リスクに応じた体制構築と管理、及び、UMCの要求に応じた情報提供をお願いいたします。

<参考> 代表的な規格・推進団体ガイドライン

(JIS 規格) JIS Z 7201:2017 製品含有化学物質管理一原則及び指針

<https://kikakurui.com/z7/Z7201-2017-01.html>

(JAMP) 製品含有化学物質管理ガイドライン

<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

※リンク先がエラーとなる場合は、上記用語検索にて WEB サイトアクセスしてください

各社様の環境マネジメント体制の構築・運用状況については、取引開始時、及び、訪問監査時等を通じて、適宜確認させていただきます。



4.2 CO2・GHG 削減の推進

当社では、脱炭素社会の実現に向けて、製品のライフサイクル全体を通じた環境性能の向上と、事業活動におけるエネルギー使用量の削減およびクリーンエネルギーの活用により、温室効果ガス排出量の最小化に努めています。

お取引先様におかれましても、温室効果ガスの排出削減に向けた積極的な取り組みをお願いします。また、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の集計評価を行う際には、データ提供にご協力ください。

注記）本項目は、温室効果ガス（GHG:Greenhouse Gas）を削減する活動の中で、GHG 総排出量の90%以上を占める CO2 削減を中心としています。

<依頼事項>

① 物流におけるCO2排出量管理

日本のエネルギー消費全体における物流の割合は約1割を占めており、その削減が重要で
す。当社も物流によるCO2排出量削減および梱包・包装資材の削減に取り組んでいます。

i) 当社からの委託物流

当社の製品、部品の運搬・輸送をお願いしているお取引先様には、当社委託物流により発生するCO2排出量の実績および原単位等の関連指標の把握及び、当社担当部門からの依頼時には報告をお願いします。

※温室効果ガスのサプライチェーン排出量「Scope3 カテゴリ9輸送、配送(下流)」

ii) お取引先様の納入物流

部品・原材料・副資材を納入するお取引先様は、当社への納入物流のCO2排出量の低減への取り組みをお願いします。更に梱包・包装資材においても、当社の低減活動へのご協力をお願いします。及び、当社担当部門からの依頼時には報告をお願いします。

※温室効果ガスのサプライチェーン排出量「Scope3 カテゴリ4 輸送、配送(上流)」

② 部品製造時のデータ管理

原材料・部品、容器・包装等が製造されるまでの活動に伴うCO2排出量の把握のため、算定方法として「活動量(購入量・金額)×排出原単位(CO2排出量換算係数)」で算出する必要があります。

お取引先様におかれましては、自社内での把握と低減活動への取り組み、当社からの依頼に基づき、確実なご報告をお願いします。

※温室効果ガスのサプライチェーン排出量「Scope3 カテゴリ1購入した製品・サービス」

<参考> CO2を含めた温室効果ガス(SCOPE3)の算出について(環境省運営サイト)
(グリーン・バリューチェーンプラットフォーム) サプライチェーン排出量全般
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

サプライチェーン排出量算定の考え方

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/supply_chain_201711_all.pdf

※リンク先がエラーとなる場合は、上記用語検索にて WEB サイトアクセスしてください



4.3 化学物質リスク管理の推進

化学物質に関する法規制は、世界的に年々強化されています。

当社では、従来から行っている各種法規制や自主規制による使用制限への対応に加え、お客様の要求事項に基づき、欧州RoHS指令、REACH規則などの含有規制、情報開示義務への対応を行っています。

生産面では、環境に大きな影響を及ぼす可能性のある化学物質の使用や排出を削減するとともに、事業活動の計画段階で環境リスクを評価し、汚染の予防に努めています。

お取引先様におかれましても化学物質リスク管理の徹底をお願いいたします。

<環境負荷物質の管理基準>

当社が生産する製品を構成する、または製品に付着する部品・材料・梱包材・消耗品などについては、以下の化学物質含有基準を順守していただきますよう、お願いいたします。

特に使用・含有材料等を変更する際は、適宜、禁止物質の非含有を確認し報告をお願いいたします。

UMC 選定部材 の化学物質 含有基準 ※1	工場内共通使用、もしくは UMC 選定の部品・副資材・消耗品等に関する含有禁止物質、含有管理物質は、法令で定める以下の物質とする(主に製造業に関連する法令(略称)を記載する)。 a) 化審法 : 第1種特定化学物質 b) 労働安全衛生法 : 製造禁止物質(同施行令第16条) c) オゾン層保護法 : モントリオール議定書に基づく規制対象 d) 欧州 RoHS 指令 : 6物質+4物質(フタル酸エステル類) ※1 管理物質、禁止物質リストは、豊田自動織機様で定める「EMIS 管理物質リスト」を参照してください(必要時は担当部門より別途連絡)
顧客指定部材 の化学物質 含有基準	顧客からの指定により調達する部材は、それぞれの顧客要求事項(グリーン調達ガイドライン等)に順じます。 顧客基準にもとづくUMC選定部材も同様となります。※2

※1 「EMIS 管理物質リスト」は豊田自動織機様 HP で公開されています、下記 URL からのリンクか、HP 検索より最新情報を入手してください。

<https://www.toyota-shokki.co.jp/sustainability/stakeholders/partners/environment/index.html>

※2 UMC選定部材は個別の顧客基準となる場合がありますが、その際は基準を連絡いたします。

ただし以下のものは適用除外といたします。

- a) 禁止物質含有を前提として調達する部品・材料(共晶はんだ等)
- b) 工場使用だが生産に直結しないもの(什器備品、事務用品、設備・治具、分析・研究用品等)

<依頼事項>

① 含有物質情報提供

化学物質調査は、当社が自主的に行うものと、顧客からの要請に基づくものがあります。顧客の基準は各社ともに様々であり、調査回答様式、対象物質も多岐にわたります。それらの化学物質調査については、顧客指定の帳票で回答提出をお願いします。

対象：製品、部品、副資材、事務用品、他

i) 含有成分情報の提供

当社が生産・納入する製品(ASSY 品)が含有する化学物質データは、顧客へ報告する義務があります。報告は顧客要求に基づく様式(顧客フォーマットまたは共通様式)を使用しますので、最新バージョンでの報告をお願いします。

なお、目的に応じて、含有禁止物質の非含有証明書や、成分分析データの提供依頼をすることがありますが、併せてご協力の程、お願いします。



提出様式(外部サイトはリンク先)	目的	関連団体	備考
IMDS システム	自動車業界様式 (ELV 対応)	IMDS	サイトに登録
JAPIA シート		JAPIA	最新版様式入手
chemSHERPA データ作成支援ツール	電気電子機器業界様式 (REACH 対応)	JAMP	最新版様式入手
非含有証明書	事務用品等の簡易確認	—	本書添付様式
成分分析データ	実成分の調査・証明	—	—

※提出様式及び、関連団体は、外部サイトのリンクを貼り付けています。
(リンク先が表示しない時は、WEB 検索にてアクセスしてください)

ii) 化学物質の安全な取扱いのための情報提供

材料・副資材等については、当社内での安全利用のため、SDS(Safety Data Sheet : 安全データシート)の提供をお願いいたします。

※SDS の作成・提供は、労働安全衛生法、PRTR法等で義務付けられています。

② 工程使用物質の管理

i) お取引先様内の製造工程管理

当社は自社工場・物流拠点内で使用する物質について、環境負荷物質(化学物質)の有害性や環境に与える影響の大きさから、「環境負荷物質の管理基準」に基づいて含有禁止物質の混入防止を図っています。

お取引先様におかれましても、4.1 項に記載の管理体制を構築し、製造現場・工程での化学物質管理をお願いします。

ii) 当社からの製造委託

製造委託先の管理窓口は当社生産管理部門となります。製造委託を依頼するお取引先様には、以下の管理を適切をお願いいたします。

- 当社が提供もしくは同意した製造図書(QC工程図、作業手順書、チェックシート等)通りの生産(禁止物資混入防止)
- 工程で使用する全ての部材(部品・副資材・事務用品)は、当社支給もしくは指定品のみを使用
- 製品生産ロット(納入ロット)毎に、様式-3「製造委託外注品環境保証書」を提出

4.4 環境パフォーマンス向上

当社では、UMCグループ全体でESGの一環として環境活動の推進に取り組んでいます。環境活動において、原料の調達から製品等の使用・廃棄まで含めたライフサイクル全体の環境負荷の低減と付加価値の最大化を行うバリューチェーンでの活動が重要となるため、お取引先様の事業活動におきましても、以下の活動に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- 省エネルギー、温室効果ガス(GHG)の排出量削減
再生可能エネルギーの利用や緑化推進等のカーボンニュートラルに向けた活動
- 循環型社会の構築
原材料や水等の天然資源の消費抑制、及び廃棄物発生量削減・適正処理の推進
- 環境負荷物質の使用量削減・代替化推進
環境負荷が大きく、法令等で管理対象となっている物質、特にPRTR法対象物質、VOC(揮発性有機溶剤)の削減推進。
- 生物多様性保全への取り組み
生態系に配慮した事業所の建設や運営、緑化活動、自然保護地域、教育・関連団体への支援。

参考資料:環境省自然環境局「生物多様性民間参画ガイドライン」

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/guideline/guideline.html



5. 用語の定義と説明 ▲

No	用語	用語の意味
1	環境マネジメントシステム (EMS)	組織経営の中で自主的に環境保全に関する取り組み。方針や目標を設定して行う継続的改善活動とその組織や体制・手続き等の仕組み。 外部認証規格として、主に次のものがある ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、各自治体の定めるもの (EMS:Environmental Management System)
2	化学物質管理 (CMS)	法規制、顧客要求事項を順守し、製品に含まれる有害な化学物質を適切に管理することのための仕組み。EMSの活動の中の1つ。 ※団体、企業により、様々な呼称がある (EMIS、EHS 等) (CMS:Chemical substances Management System)
3	温室効果ガスサプライチェーン排出量	原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体をいい、そこから発生する GHG 排出量 (Scope1 排出量+Scope2 排出量+Scope3 排出量) ※GHG プロトコルにより、国際的に算定基準が規定されている (GHG:Greenhouse Gas)
4	環境負荷物質	環境保全上、自然、生態等に影響のある化学物質。含有禁止物質、管理対象物質等の総称
5	含有管理物質	部材、製品への含有情報を把握・管理する物質で、原則的に使用量の報告が必要なもの
6	含有禁止物質	部材、製品への含有、工程における使用を禁止する物質
7	顧客指定部材	顧客の指定により調達する部材 (顧客による選定が行われているもの)
8	UMC選定部材	当社が選定し調達する部材 (メーカー、材料や仕様・図面を指示するもの)
9	非含有証明書	製品・部品・材料・消耗品等に、対象とする化学物質が含まれていないこと／含まないことを証明する文書
10	欧州 ELV指令	廃自動車指令。EUに輸出する自動車の材料/部品に鉛/水銀/カドミウム/六価クロムの非含有を確実にする。 (ELV: End-of Life Vehicles Directive、)
11	欧州 RoHS指令	電気電子機器中の有害物質制限指令 (ローズ指令と呼ぶ)。禁止物質は6物質 (鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、PBB、PBDE) + フタル酸エステル類 4 物質 (RoHS:The Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment)
12	欧州 REACH規則	化学物質の登録、評価、認可するための統合的制度。人の健康や環境の保護のために化学物質とその使用を管理し人間の健康と環境保護を目的とする。特に懸念のある化学物質をSVHC (認可対象候補物質) として定めている (REACH:Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)
13	EMIS	豊田自動織機様の化学物質管理システムの略称 (EMIS:Ecology Material Investigation System)
14	chemSHERPA (ケムシエルパ)	製品に含まれる化学物質の情報を川上企業から川下企業までサプライチェーン全体で適正に管理し、確実かつ効率的に伝達するために、経済産業省主導で開発・リリースされた情報伝達共通スキーム (またデータ作成支援ツール) アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) が運営している。 (旧様式 JGPSSI、JAMP AIS/MSDSplusから移行・統一化された様式)
15	JAPIA シート	製品含有化学物質規制への対応のため、製品中に含有される化学物質調査に利用する目的で、一般社団法人日本自動車部品工業会が主体的に企画・開発した帳票。JAPIA日本自動車部品工業会 (部工会) にて運営している。 正式名称は、JAPIA 統一データシート (旧様式 JAMA シート、JAMA/JAPIA シートからの移行)
16	IMDS	世界中の自動車関連企業が利用している材料データベース。WEB 上で、自動車部品・材料を登録・確認するシステム (IMDS:International Material Data System) GADSL という共通の禁止物質や要申告物質の化学物質リストを使用 (GADSL:Global Automotive Declarable Substance List)



《 補 記 》

- ※ 本書は、関連会社である 株式会社 豊田自動織機 の「グリーン調達ガイドライン」の一部引用、及び関連付けて作成してあります。当「グリーン調達ガイドライン」及び「EMIS 管理物質リスト」は、HPにて参照してください。

<https://www.toyota-shokki.co.jp/sustainability/stakeholders/partners/environment/index.html>

- ※ UMCグループ子会社に関しては、それぞれに「グリーン調達基準・ガイドライン」を制定し、運用しております。各拠点の要求事項へのご対応も、併せてお願いいたします。

- ※ 本書に対するお問い合わせは、要求部門担当者あるいは、下記までお願いいたします。

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社

購買部門担当 : 部品・副資材購入先

TEL:048-724-1080

E-mail:umc-japan-purch-change-inf@umc.co.jp

生産管理担当:製造委託・物流委託先

埼玉工場 TEL:048-723-3939

E-mail: mainfactory-pm-plan@umc.co.jp

九州工場(宮崎) TEL:0986-53-2525

E-mail: kyushu_seikan@umc.co.jp

経営企画部:内容全般

TEL:048-724-0001 E-mail: y-ichimada@umc.co.jp



変更・改訂履歴

改訂番号	日付	変更・改訂箇所及び内容	承認	査閲	担当
00	2004.10.01	初版発行	井上	佐々木	長島
01	2005.02.01	本運用開始に伴う改訂発行 (全体の構成変更、体制構築用準備事項の削除、供給者様への依頼事項の記載内容の詳細化等)	井上	佐々木	長島
02	2005.10.20	・全体構成の見直し修正(依頼事項のフロー図を追加) ・グリーン調達基準(リコー様要求事項)の改訂 ・化学物質調査表の様式削除	井上	長島	石関
03	2006.09.14	・調査依頼方法(JGPSSI調査ファイルの使用)の統一 ・承諾書、不使用証明書の様式修正 ・化学物質含有調査に注意事項の追加	井上	長島	石関
04	2007.01.26	・4.3 項の選択部材において、使用禁止物質の基準リコーGr グリーン調達基準の改訂に伴う変更	井上	長島	飯田
05	2008.5.14	・2 項、環境方針の変更 ・6.1(3)項 調査データの回答に追記(ASSY 品として回答) ・6.3 項「UMCからのご願い」の追加(類似事項記載の統合) ・別表2「使用禁止物質一覧」の追加 ・全般：補足追記等の追加	戸津川	長島	飯田
06	2009.5.15	・全般：使用禁止→含有禁止に変更(リコーGr 基準変更に伴う) ・目次、4.3 項、別表 2：リコー様グリーン調達基準の変更 ・「1.はじめに」：対象拠点を明記(今まで最終頁のみ) ・調査方法詳細追記、JAMP 様式追加：4.3 項 ・運用とことなる不備の修正：4.2、6.2 項	戸津川	長島	飯田
07	2010.7.14	・目次、4.3 項、別表 2：リコー様グリーン調達基準の変更 ・6 項内：含有調査、発注手続きに関する依頼事項の追記	戸津川	長島	飯田
08	2013.1.23	・目次、4.3 項、別表 2：リコー様グリーン調達基準の変更 ・環境負荷情報調査マニュアル、環境負荷情報入力マニュアルを削除 ・ポリ塩化ビニル 禁止物質より除外 ・3 項、6.1 項：JGPSSI 廃止に伴い JAMP へ移行	戸津川	藤平	飯田
09	2016.7.27	・全面見直し/修正 調達方針の追加、化学物質一覧の変更、紛争鉱物について追記。 様式、附属書も全面見直し/改訂	三橋	藤平	飯田
10	2019.4.22	・環境方針訂正、2015 年版に対しての追記(ライフサイクル)。環境用語、全面見直し。様式、附属書も全面見直し/改訂	三橋	田中	飯田
11	2024.08.02	・化学物質管理特化の内容から、環境管理全般とするための全面改訂 ・豊田自動織機様「グリーン調達ガイドライン」をベースとした全体構成、依頼事項、管理物質の引用掲載	田中	—	飯田 (起案 長島)
12					
13					
14					
15					
16					

注：1)この頁は制定、改定時に該当する本文とともに配布する。

2)内容の追加、改訂を伴う場合はその内容を簡潔に記載し、Rev. UPする

